

新旧対比表

改正前	改正後	改正内容／理由
<p>別冊1</p> <p>契 約 条 件</p> <p>(適用及び範囲)</p> <p>第1条 本契約条件は、日本原燃株式会社（以下「発注者」という。）と契約先（以下「受注者」という。）が締結する購買、工事請負、業務委託（輸送請負を含む）の各契約（以下「本契約」という。）の基本事項について定めるものであり、本契約に係る仕様および目的をはじめとする諸条件は、本契約条件に定めるほか見積依頼書、注文書または仕様書その他添付書類（以下「仕様書等」という。）によるものとする。</p> <p>2 本契約条件は、2025年10月6日以降の見積依頼分（指値通知含む）より適用する。ただし、同日より前に契約締結済の個別契約が継続・追加・変更等される場合は、従前の契約条件を適用する。</p> <p>3 受注者が共同企業体である場合は、別紙に定めた義務を負うものとする。</p> <p>4 本契約条件の各条項と仕様書等の規定が競合するときは、本契約条件の各条項において仕様書等を優先する規定がある場合を除き、本契約条件を優先させる。</p> <p>5 注文書記載の本体価格の内訳を設定する場合は、別に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(秘密情報の管理)</p> <p>第5条 発注者および受注者は、本契約によって知り得た秘密情報を第三者に漏えい（故意に漏らすことのみならず、過失により漏れることも含む。以下、同じ。）してはならない。また、本契約の終了後・解除後も同様とする。</p> <p>2 秘密情報を受領した者または提供された者（以下「受領者」という。）は、秘密情報の漏えい事故（おそれを含む）または不正アクセスもしくはサイバー攻撃を認識したときは、直ちにその内容を秘密情報を開示した者または提供した者（以下「開示者」という。）に報告するとともに、漏えいの拡大防止、事故収束、影響が及ぶ範囲および原因の調査（以下「事故対応等」という。）に向けて、迅速かつ適切な対応をとらなければならない。また、受領者は開示者自らまたは開示者が指定する専門家から事故対応等に対する協力の要請があったときは、これに応じるものとする。</p> <p>3 発注者および受注者は、秘密情報の管理についてその重要性を認識し、秘密情報を適切に取り扱うとともに、関係法令を遵守し管理しなければならない。また、個人情報等、関係法令の他にガイドラインが示されている場合は、これを遵守しなければならない。</p> <p>4 秘密情報とは、次の各号に該当する情報をいう。</p> <p>(1) 個人情報</p> <p>(2) 本契約の締結時または履行期間等、その時期を問わず本契約の過程において得た開示者の情報のうち、開示者が文書または電磁的記録で受領者に対し、秘密情報であることを指定した情報をいい、その媒体の形式は問わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報であることを受領者が立証できるものについては、この限りでない。</p> <p>a. 受領者が開示者から開示または提供される前に、既に正当に保持していたもの。</p> <p>b. 受領者が開示者から開示または提供される前に、既に公知であったもの。</p> <p>c. 受領者が開示者から開示または提供された後に、受領者の責によらず公知となったもの。</p> <p>d. 受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに入手したもの。</p> <p>e. 受領者が開示者から開示または提供された情報に依存することなく独自に取得したもの。</p> <p>5 発注者は、本契約に付随する個別仕様書等に前項第2号の秘密情報が含まれるときは、本契約締結時に当該個別仕様書等の表紙に秘密情報が含まれる旨を、あらかじめ表示するものとする。ただし、履行の過程において開示者が個別に指定した場合は、この限りでない。</p>	<p>別冊1</p> <p>契 約 条 件</p> <p>(適用及び範囲)</p> <p>第1条 本契約条件は、日本原燃株式会社（以下「発注者」という。）と契約先（以下「受注者」という。）が締結する購買、工事請負、業務委託（輸送請負を含む）の各契約（以下「本契約」という。）の基本事項について定めるものであり、本契約に係る仕様および目的をはじめとする諸条件は、本契約条件に定めるほか見積依頼書、注文書または仕様書その他添付書類（以下「仕様書等」という。）によるものとする。</p> <p>2 本契約条件は、2025年12月19日以降の見積依頼分（指値通知含む）より適用する。ただし、同日より前に契約締結済の個別契約が継続・追加・変更等される場合は、従前の契約条件を適用する。</p> <p>3 受注者が共同企業体である場合は、別紙に定めた義務を負うものとする。</p> <p>4 本契約条件の各条項と仕様書等の規定が競合するときは、本契約条件の各条項において仕様書等を優先する規定がある場合を除き、本契約条件を優先させる。</p> <p>5 注文書記載の本体価格の内訳を設定する場合は、別に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(秘密情報の管理)</p> <p>第5条 発注者および受注者は、本契約によって知り得た秘密情報を第三者に漏えい（故意に漏らすことのみならず、過失により漏れることも含む。以下、同じ。）してはならない。また、本契約の終了後・解除後も同様とする。</p> <p>2 秘密情報を受領した者または提供された者（以下「受領者」という。）は、秘密情報の漏えい事故（おそれを含む）または不正アクセスもしくはサイバー攻撃を認識したときは、直ちにその内容を秘密情報を開示した者または提供した者（以下「開示者」という。）に報告するとともに、漏えいの拡大防止、事故収束、影響が及ぶ範囲および原因の調査（以下「事故対応等」という。）に向けて、迅速かつ適切な対応をとらなければならない。また、受領者は開示者自らまたは開示者が指定する専門家から事故対応等に対する協力の要請があったときは、これに応じるものとする。</p> <p>3 発注者および受注者は、秘密情報の管理についてその重要性を認識し、秘密情報を適切に取り扱うとともに、関係法令を遵守し管理しなければならない。また、個人情報等、関係法令の他にガイドラインが示されている場合は、これを遵守しなければならない。</p> <p>4 秘密情報とは、次の各号に該当する情報をいう。</p> <p>(1) 個人情報</p> <p>(2) 本契約の締結時または履行期間等、その時期を問わず本契約の過程において得た開示者の情報のうち、開示者が文書または電磁的記録で受領者に対し、秘密情報であることを指定した情報をいい、その媒体の形式は問わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報であることを受領者が立証できるものについては、この限りでない。</p> <p>a. 受領者が開示者から開示または提供される前に、既に正当に保持していたもの。</p> <p>b. 受領者が開示者から開示または提供される前に、既に公知であったもの。</p> <p>c. 受領者が開示者から開示または提供された後に、受領者の責によらず公知となったもの。</p> <p>d. 受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに入手したもの。</p> <p>e. 受領者が開示者から開示または提供された情報に依存することなく独自に取得したもの。</p> <p>5 発注者は、本契約に付随する個別仕様書等に前項第2号の秘密情報が含まれるときは、本契約締結時に当該個別仕様書等の表紙に秘密情報が含まれる旨を、あらかじめ表示するものとする。ただし、履行の過程において開示者が個別に指定した場合は、この限りでない。</p>	<p>別冊 1</p> <p>・契約条件適用日の更新</p>

改正前	改正後	改正内容／理由
<p>6 発注者および受注者は、秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならない。</p> <p>7 受領者は、次の各号に該当する場合を除き、秘密情報を開示者の事前の書面による承諾なく第三者（<u>下請</u>者または<u>下請</u>者となり得る再取引先を含む。）に開示・提供してはならない。</p> <p>なお、開示・提供する場合、受領者は当該第三者に対し本条各項と同等の義務を課すものとする。</p> <p>(1)法令に基づき報告、説明、資料提出等の情報開示を求められたもの。</p> <p>(2)受注者の役員、従業員（派遣労働者を含む。）に開示する必要があるもの。ただし、派遣労働者に対して開示・提供する場合、受領者は派遣元企業に対し本条各号と同等の義務を課すものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(委任・<u>下請</u>の禁止)</p> <p>第7条 受注者は、本契約の履行の全部または重要な部分を一括して第三者に委任し、または<u>下請</u>させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたとき、またはその内容が軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項により委任し、または<u>下請</u>させる場合であっても、受注者は発注者に対し、当該委任または<u>下請</u>させた者の行為につき、一切の責を負うものとする。</p>	<p>6 発注者および受注者は、秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならない。</p> <p>7 受領者は、次の各号に該当する場合を除き、秘密情報を開示者の事前の書面による承諾なく第三者（<u>受託</u>者または<u>受託</u>者となり得る再取引先を含む。）に開示・提供してはならない。</p> <p>なお、開示・提供する場合、受領者は当該第三者に対し本条各項と同等の義務を課すものとする。</p> <p>(1)法令に基づき報告、説明、資料提出等の情報開示を求められたもの。</p> <p>(2)受注者の役員、従業員（派遣労働者を含む。）に開示する必要があるもの。ただし、派遣労働者に対して開示・提供する場合、受領者は派遣元企業に対し本条各号と同等の義務を課すものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(委任・<u>受託</u>の禁止)</p> <p>第7条 受注者は、本契約の履行の全部または重要な部分を一括して第三者に委任し、または<u>受託</u>させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたとき、またはその内容が軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項により委任し、または<u>受託</u>させる場合であっても、受注者は発注者に対し、当該委任または<u>受託</u>させた者の行為につき、一切の責を負うものとする。</p>	<p>・下請法（取適法）改正により用語が見直されたため、修正。（以下同様）</p>